

的負担の可能性にとっても重要な意味がある。この費用・給付計算は、経営状況を明確にするものである。これによって事業管理が適切に行われ、経営的な諸指標、たとえば経済性の指標、経営力の指標または収益の指標が確定される。ともかく、この共通的な拘束のある費用・給付計算は、遅くとも1976年半ばまでには定められ、病院にとって新しい計算制度が確立される予定である。

Krankenhaus-Bericht der Bundesregierung,

Die Krankenversicherung, März 1976, S. 61 - 65.

(石本忠義 健保連)



## 保健サービスと社会サービスに関する資料集 —1834～現在—

ブリアン・ワトキン編

### 1

保健サービスの供給、支払体制においても、社会保障制度一般においても、我が国ではイギリスを例にとった論議が、良きにつけ悪しきにつけ頻繁になされている。ところで、これも繰り返し強調されることではあるが、イギリスの保健サービスや社会保障について論ずる場合に特に留意すべきことは、その歴史的経過と社会的背景、そして資本主義国としての発展段階を踏まえて考察するという点である。このために役立つ研究は、他の国に関するものと比べれば比較的多いのであるが、Poor LawやNational Insurance ActやNational Health Service Actなどの原典を読むことは、特定の研究施設以外では困難である。

イギリス本国においても、事情は似ており、保健サービスや社会サービスの特に行政に携わることを目的に学んでいる学生や、現場の若い人々が、自分たちの仕事の骨格を歴史的に作りあげてきた諸勧告や報告、法律のオリジナルに触れることが今日では困難になっている。こうした問題に対応して編まれたのが本書である。

### 2

編者は、本書の読者対象として上記の人々をあげているが、日本では決して若い人にとどまらずにもっと広範な、社会保障に关心を持つ人々にとって役立つであろうと思われる。

内容は、77の史料の抜粋および概括であり、それぞれ極めて重要なものばかりである。編者は、「極めて熱心な学生でなくとも」使いこなせるような大きさと価格になるように編集したと述べているが、まさにその通りで、A5版で468

ページ、5 ポンド50セントである。

編者の関心は特に保健サービスと、保健・社会両サービス部門で働く専門家との2つに向けられていて、選択された資料もこの2つに関するものが多い。

編者は、当然のことながら、本書を手がかりにして、できるだけ原典にさかのぼることを希望しており、そのための刺激を読者に与えることこそ本書の意図するところとしている。

### 3

本文は10章に分かれています、それぞれの章に、編者による概説がつけられており、その章のテーマに関する歴史的流れがつかめるように配慮されている。

第1章は新救貧法 The New Poor Law というタイトルで、4つの資料が収められ、そこにはチャドウィック、ナッソー・シニア等による1834年の救貧法行政実施に関する王立委員会報告「Report of the Royal Commission on the Administration and Practical Operation of the Poor Law」や同年の改正救貧法「Poor Law Amendment Act」などが含まれています。

2章は公衆衛生と地域保健サービス Public Health and Community Health Services で、1842年のチャドウィックによる大ブリテンにおける労働者層の衛生状態の調査に関する教貧法委員会から、内務大臣への報告

「Report to Her Majesty's Principal Secretary of State for the Home Department from the Poor Law Commissioners on an Inquiry into the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain」に始まり1974年の中絶法委員会報告=Lane Report に至る7つの資料が含まれる。

3章は Social Security である。編者はこここの概説で、福祉国家(Welfare State)の定義が恣意的であることを批判している(P.71)。そして、編者は社会保障をビヴァリッジのように広い意味で使い、社会福祉と同義の狭い意味には解さないとし、「保健サービス、完全雇用の維持、および住居や教育の

提供も同様に含む」ものとしている(P.73)。

この章には1911年の National Insurance Act から1942年のビヴァリッジ報告を経て、1970年の老齢年金、寡婦年金、付添手当に関する National Insurance Act まで10篇の資料が含まれる。

4章は保健サービスの供給と機構 Provision and Organization of Health Services である。ここには1920年の Dawson Report から1973年の国営保健事業再編法 National Health Service Reorganization Act まで11の資料が含まれ、全章のうちで最も分量の多い部分である。以前の病院、一般家庭医、地方保健当局というタテ割の、いわゆる三柱構造 Tripartite Structure を、地域単位の統一的行政に改めるといった最近の機構改革について編者は次のように述べている。「最近の再組織化は、当時から或いはその直後から、望ましからぬものとみなされていた1946年法の諸特徴のいくつかを改善しようとする試みとみなすことができる」(P.109)。

5章は NHS 下の病院管理 Internal Administration of Hospitals under the NHS で、1954年の Bradbeer Report から1973年の Davies Report まで6つの資料が収められている。編者は、社会学者にとって病院は興味をひく組織であるために、近年、病院を対象に研究する社会学者が増えたと述べている。選択した資料は病院組織の理論的モデルを扱ったものではなく、運営上の困難を少なくすることと、病院管理にとって満足しうる職務構成をつくりあげることを扱ったものである(P.179)。

6章は医療・歯科医療専門家 The Medical and Dental Professions で、7章、8章とともに職務規定やマン・パワー対策を問題にした資料を集めている。1858年の Medical Act から1972年の Hunter Report まで8つ収められている。

7章は看護・助産専門家 The Nursing and Midwifery Professions で、1902年の Midwives Act から1972年の看護委員会報告( Briggs Report)まで8資料を収めている。

8章はThe Paramedical Professionsであり、編者は医療や看護から歴史的に分化して独立の地位を確立したグループと、医療や看護に内在したものではない「つまらない起源（humble origins）」を持つグループに分け、いずれも含んだ広義にパラメディカルという概念を使っている（P.333）。

1951年の医療補助者に関する委員会報告 Reports of the Committees on Medical Auxiliaries から1973年の各種治療師に関する労働党報告 Report of a Working Party on the Remedial Professions まで4資料を收めている。

9章はMental Disorder で1844年の精神病に関するロンドン委員会最終報告 Final Report of the Metopolitan Commissioners in Lunacy から1972年のウィッティンガム病院調査委員会報告 Report of the Committee of Inquiry into Whittingham Hospital=Payne Report まで、精神衛生に関する比較的多面的な資料を10篇收めている。

10章は社会事業と家庭福祉 Social Work and Family Welfare で、1908年のChildren Act から1970年の地方当局社会サービス法 Local Authority Services Act までの9資料を收めている。

全体を通して読むと、長い歴史を持ち広範囲に及ぶイギリスの保健サービスと社会保障のアウトラインがつかめるように編まれており、各章の概説も短いながらまとまっている。大学や研修施設におけるテキストとして適当な資料集であろう。巻末の各章ごとの参考文献と索引も親切である。

Methuen & Co Ltd, 1975, A5, PP. 468+xi

（日野秀逸 大阪大学医学部）

